



平成30年9月9日（日） 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
農政課	技術総括監	大橋薫子	直通 058-272-8415 FAX 058-278-2680
畜産課	家畜防疫 対策監	高井尚治	直通 058-272-8446 FAX 058-278-2694

岐阜県家畜伝染病防疫対策本部 第1回本部員会議の開催について

県内の養豚場において、家畜伝染病である豚コレラの疑い事例が確認されました。これを受け、本日4時から岐阜県家畜伝染病防疫対策本部員会議を開催する予定です。

なお、会議につきましては、国の検査結果が判明後（4時以降）の開催となります。また、検査結果が陰性の場合、本会議は開催いたしませんのでご了承ください。

記

1 養豚場の概要

所在地：岐阜市内

飼養状況：繁殖豚（79頭）、肥育豚（531頭） 計610頭

2 経緯

- （1）9月3日（月）に岐阜市畜産課から中央家畜保健衛生所に、死亡豚1頭の病性鑑定依頼がありました。
- （2）中央家畜保健衛生所で病性鑑定及び精密検査を実施したところ、豚コレラの疑いが生じたため、国の機関である農研機構動物衛生研究部門に精密検査を依頼したところです。

3 防疫対応

当該養豚場は、豚コレラの疑いが生じたため、9月8日午前0時から豚の移動を自粛しています。

4 今後の予定

- （1）岐阜県家畜伝染病防疫対策本部 第1回本部員会議（取材可能です）
日 時：平成30年9月9日 4時00分（予定）※結果判明次第開催
場 所：岐阜県庁 4階特別会議室
- （2）検査の結果、陽性であることが確定された場合は、飼養豚の殺処分、発生場所の消毒、周辺養豚場における移動制限等を行います。

5 豚コレラとは

豚コレラウイルスを原因とする豚・いのししの家畜伝染病で、強い感染力と高い致死率を特徴とします。

感染豚は唾液、涙、糞尿中にウイルスを排泄し、感染豚や汚染物品等との接触等により感染が拡大します。

治療法はなく、発見されれば殺処分されます。

豚コレラは、豚、いのししの病気であり、人に感染することはありません。

また、感染豚の肉が市場に出回ることはありませんが、感染豚の肉を摂取しても人体には影響ありません。

【報道機関へのお願い】

- ① 現場での取材は本病のまん延を引き起こす恐れがあることから、厳に慎むようお願いいたします。
- ② 県現地機関、市等への取材は防疫措置の遅れにつながるため、慎んでいただきますようお願いいたします。
- ③ 今後とも、本病に関する速やかな情報提供に努めていきますので、生産者等の関係者が根拠のない噂などにより混乱することがないよう、ご協力をお願いいたします。

<精密検査とは>

1 遺伝子検査（PCR検査）

PCR法はDNA合成酵素を用いた核酸増幅法の1つで、その微生物に特徴的な特定の遺伝子配列を増幅された産物を確認・同定する検査

2 蛍光抗体検査

蛍光色素を標識として結合させた抗体を用いて、目的とする抗体の有無を判定する分析方法

<措置（殺処分）>

殺処分は、薬殺、電殺、炭酸ガスによる方法で迅速に行う。